

保健福祉事務所処務規程（平成18年佐賀県訓令甲第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3 月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（保健福祉事務所長の専決事項）</p> <p>第 2 条 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる項目を専決処理することができる。</p> <p>(1) ~ (43) 略</p> <p>(44) ~ (89)の 8 略</p>	<p>（保健福祉事務所長の専決事項）</p> <p>第 2 条 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる項目を専決処理することができる。</p> <p>(1) ~ (43) 略</p> <p><u>(43)の 2 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 5 条の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること。</u></p> <p><u>(43)の 3 生活困窮者自立支援法第 6 条第 1 項の規定による事業の実施に関すること。</u></p> <p><u>(43)の 4 生活困窮者自立支援法第 15 条第 1 項の規定による報告の徴収等に関すること。</u></p> <p><u>(43)の 5 生活困窮者自立支援法第 16 条の規定による資料の提供の求め等に関すること。</u></p> <p>(44) ~ (89)の 8 略</p> <p><u>(89)の 9 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 6 条第 1 項の規定による支給認定の申請の受理に関すること。</u></p> <p><u>(89)の 10 難病の患者に対する医療等に関する法律第 7 条第 4 項の規定による医療受給者証の交付に関すること。</u></p> <p><u>(89)の 11 難病の患者に対する医療等に関する法律第 10 条の規定</u></p>

改正前	改正後
<p>(90) ~ (120) 略</p> <p>(121) <u>興行場法施行細則</u>（昭和 59 年佐賀県規則第 54 号）第 3 条第 1 項の規定による許可申請書又は承継届の記載事項の変更の届出及び営業の停止又は廃止の届出の受理に関する事</p> <p>(122) ~ (135) 略</p> <p>(136) <u>理容師法第 11 条の 2</u> 又は<u>美容師法第 12 条</u>の規定による検査及び確認に関する事</p> <p>(137) ~ (175) の 2 略</p> <p>(176) ~ (249) 略</p> <p>(250) <u>特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律</u>（平成 13 年法律第 64 号）第 23 条の規定による指導</p>	<p><u>による支給認定の変更の申請の受理及び変更の認定に関する事</u></p> <p><u>(89) の 12 難病の患者に対する医療等に関する法律第 37 条の規定による資料の提供の求め等に関する事</u></p> <p><u>(89) の 13 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則</u>（平成 26 年厚生労働省令第 121 号）第 13 条の規定による支給認定申請内容の変更の届出の受理に関する事</p> <p><u>(89) の 14 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第 26 条の規定による医療受給者証の再交付に関する事</u></p> <p>(90) ~ (120) 略</p> <p>(121) <u>興行場法及び興行場に関する条例施行規則</u>（昭和 59 年佐賀県規則第 54 号）第 3 条第 1 項の規定による許可申請書又は承継届の記載事項の変更の届出及び営業の停止又は廃止の届出の受理に関する事</p> <p>(122) ~ (135) 略</p> <p>(136) <u>理容師法第 11 条の 2</u> の規定による検査及び確認並びに<u>理容所検査確認済証の交付</u>に関する事</p> <p><u>(136) の 2 美容師法第 12 条の規定による検査及び確認並びに美容所検査確認済証の交付</u>に関する事</p> <p>(137) ~ (175) の 2 略</p> <p><u>(175) の 3 佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例</u>（平成 26 年佐賀県条例第 60 号）第 23 条の規定による特定事業者の自主回収の報告の受理に関する事</p> <p>(176) ~ (249) 略</p> <p>(250) <u>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律</u>（平成 13 年法律第 64 号）第 17 条及び第 48 条の規定による指導</p>

改正前	改正後
<p>及び助言に関すること。</p> <p>(251) <u>特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第 43 条の規定による報告の徴収に関すること。</u></p> <p>(252) <u>特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第 44 条第 1 項の規定による立入検査に関すること。</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>及び助言に関すること。</p> <p>(251) <u>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 91 条の規定による報告の徴収(同法第 18 条及び第 49 条に規定する勧告及び命令に関する事項を除く。)</u>に関すること。</p> <p>(252) <u>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 92 条第 1 項の規定による立入検査に関すること。</u></p> <p>2・3 略</p>

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。